

# 公 告 第 3 8 0 号

平成 2 4 年 8 月 1 0 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

## 健康保険被保険者証管理規程の一部変更について

平成 24 年 8 月 9 日に開催した第 145 回理事会において、健康保険被保険者証管理規程の一部変更について承認されました。

この変更は、被保険者証のカード化に伴い改正するもので、組合同約第 5 2 条の規定により下記のとおり公告いたします。

### 記

【現行】	【変更後】
第 1 条～第 5 条 (略)  (無効証及び廃棄処分) 第 6 条 健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者証等は <u>第一面に無効表示を行った後</u> 、廃棄するものとする。  第 7 条 (略)	第 1 条～第 5 条 (略)  (無効証及び廃棄処分) 第 6 条 健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者証等は <u>裁断を行った後</u> 、廃棄するものとする。  第 7 条 (略)  附則 <u>この規程は平成 2 4 年 8 月 9 日から施行する。</u>